

## ○厚生労働省告示第二百十一号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第一項の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成二十八年厚生労働省告示第四百十二号）の一部を次の表のよう改正する。ただし、この告示による改正後の確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成二十八年厚生労働省告示第四百十二号）の一部を次の表の規定は、この告示の日以後に行われる同令第三条第二項に規定する申請（同令第四条第二項において準用する場合を含む。）から適用することとし、この告示の日前に行われたこの告示による改正前の確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成二十八年厚生労働省告示第四百十二号）の一部を次の表の規定は、この告示の日以後に行われる同令第三条第二項に規定する申請（同令第四条第二項において準用する場合を含む。）から適用することとし、この告示の日前に行われたこの告示による改正前

令和元年十二月二十七日

	改	正	後
第一条 (定義)			
第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。			
一 (略)			
四 平成二十一年改正法 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）をいう。			
五 改正前確定給付企業年金法 平成二十一年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）をいう。			
六 (略)			
十四 特別算定方法 財政悪化リスク相当額の算定方法として、確定給付企業年金			
(新設)			
四 (略)			
六 (略)			
十四 特別算定方法 財政悪化リスク相当額の算定方法として、確定給付企業年金			
(新設)			

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

十五 価格変動リスク 資産の価格変動により積立金の額が低下する危険をいう。	(新設)
十六 負債変動リスク 基礎率と実績乖離することに伴い負債が変動する危険をいう。	(新設)
十七 存続厚生年金基金 平成二十一年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。	(新設)
十八 規約型企業年金 法第七十四条第一項に規定する規約型企業年金をいう。	(新設)
十九 企業年金基金 法第二条第四項に規定する企業年金基金をいう。	(新設)
二十 脱退一時金相当額 法第八十八条第一項及び改正前確定給付企業年金法第一百十五条の三第一項に規定する脱退一時金相当額をいう。	(新設)
二十一 解約手当金相当額 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十七条第一項又は同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額をいう。	(新設)
二十二 残余財産 平成二十一年改正法附則第三十五条第一項に規定する残余財産をいう。	(新設)
二十三 個人別管理資産 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第十二項に規定する個人別管理資産をい	(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)



測給付額の現価に相当する額)に別表の上欄に掲げる資産ごとのリスク算定用資産構成割合を乗じて得た額を別表の上欄に掲げる資産の額とみなし、前条第一項第二号イの規定に準じて合理的に算定する方法(リスク算定用資産構成割合で定める積立金の資産に占める別表の上欄に掲げる資産以外の資産の割合が二十パーント以上である場合を除く。)

口 計算基準日以後に積立金、脱退一時金相当額、解約手当金相当額、残余財産若しくは個人別管理資産の移換を受ける場合、積立金若しくは脱退一時金相当額を移換する場合又は実施事業所が増加若しくは減少する場合に、計算基準日における積立金の額に増加又は減少することとなる積立金の額を加算又は減算し、前条第一項第一号又はイの規定に準じて合理的に算定する方法(前条第一項第一号の規定に準じて合理的に算定する場合にあっては同条第二項第一号に該当する場合を、イの規定に準じて合理的に算定する場合にあってはリスク算定用資産構成割合で定める積立金の資産に占める別表の上欄に掲げる資産以外の資産の割合が二十パーント以上である場合を除く。)

リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金であつて、財政悪化リスク相当額を、次のイ及びロに掲げる額の合計額とする場合(価格変動リスクを、前条第一項第一号又は前号ロの規定により前条第一項第一号に準じて算定する場合にあっては同条第二項第一号に該当する場合を除き、前号イ又は前号ロの規定により前号イに準じて算定する場合にあってはリスク算定用資産構成割合で定める積立金の資産に占める別表の上欄に掲げる資産以外の資産の割合が二十パーント以上である場合を除く。)

## 二

二 リスク算定用資産構成割合において、別表の上欄に掲げる資産以外の資産の構成割合が十パーント以上であるリスク分担型企業年金

イ 価格変動リスクとして、前条第一項第一号又は前号の規定により算定した負債変動リスクとして、次の(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額(当該額が零を下回る場合は、零とする。)

(1) 予定利率が一・〇パーント低下したとした場合の計算基準日における通常予測給付額の現価に相当する額の増加額(一・〇パーント低下したとした場合の予定利率が規則第四十三条第二項第一号ただし書の率を下回る場合は、当該率を予定利率とみなして算定したことにより増加する額とする。(2)において同じ。)予定利率が一・〇パーント低下したとした場合の計算基準日における掛金の額(規則第四十五条第二項に規定する標準掛金額(規則第四十六条第一項に規定する過去勤務債務の額がある場合には、同項に規定する特別掛金額を含むことができる。)の予想額の現価に相当する額の増加額)

(削る)

2 | 削る

二 リスク算定用資産構成割合において、別表の上欄に掲げる資産以外の資産の構成割合が十パーント以上であるリスク分担型企業年金

2 | 法第九十七条第一項の規定に基づき、年金数理人(同条第二項に規定する年金数理人をいう。第六条において同じ。)から法第九十七条第一項の年金数理に関する業務に係る書類に予定利率以外の基礎率の変動を勘案すべき旨の所見が付されたリスク分担型企業年金

3 | 前二項の承認(以下この条において「特別算定承認」と総称する)を受けようとする事業主等は、財政悪化リスク相当額の算定方法の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して、特別算定承認の申請をするものとする。

3 | 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

二 当該算定方法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度（前

項の申請書の提出時において前事業年度の決算が行われていない場合にあつては、前々事業年度（法第三条第一項の規定により確定給付企業年金を実施しようとする場合若しくは平成二十五年改正法附則による場合は、第二項第二号の規定によりよろこ

第五条第一項第二号の規定によりなされた改正前確定の効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十条の二第一項の規定により存続厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務を確定給付企業年金の実施事業所に移転する場合又は同法第百十一条第一項の規定により存続厚生年金基金から規約型企業年金へ移行する場合若しくは同法第百十二条第一項の規定により存続厚生年金基金から企業年金基金へ移行する場合については、当該確定給付企業年金を実施しようとする日又は規約型企業年金若しくは企業年金基金へ移行する日前一年以内のいずれかの日)において、当該算定方法により財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類

4| 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 当該算定方法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度（前項の申請書の提出時ににおいて前事業年度の決算が行われていない場合にあつては、「前々事業年度」）において、当該算定方法により財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類

金の額を合算した額を控除した額の二年間に一回の頻度で発生すると予想される最大額とするものであること。  
価格変動リスクを考慮するものであり、かつ、負債変動リスクを考慮する上う努めているものであること。ただし、リスク分担型企業年金を実施する場合にあつては、予定利率と実績とが乖離することに伴い発生しうる危険を考慮するものであること。

二 資産の価格変動により積立金の額が低下する危険を考慮するものであり、かつ、基礎率と実績とが乖離することに伴い発生しうる危険を考慮するよう努めているものであること。ただし、リスク分担型企業年金を実施する場合にあつては、予定利率と実績とが乖離することに伴い発生しうる危険を考慮するものであること。

三 (略)  
**(特別算定方法の変更の承認)**

2 前条第一項から第四項までの規定は、前項の変更の承認について準用する。  
(簡易な基準に基づく確定給付企業年金における財政悪化リスク相当額)  
**第七条** 第二条の規定にかかるらず、規則第六十五条に規定する簡易な基準に基づく確定給付企業年金における財政悪化リスク相  
当額は零とする。

2 前条第三項から第五項までの規定は、前項の変更の承認について準用する。  
(簡易な基準に基づく確定給付企業年金における財政悪化リスク相当額)  
**第七条** 第一条及び第三条の規定にかかるわらず、規則第六十五条に規定する簡易な基準に基づく確定給付企業年金における財政悪化リスク相当額は零とする。

一　財政悪化リスク相当額を、通常予測給付額の現価に相当する額（リスク分担型企業年金の場合にあつては、調整前給付額相当額）から掛金の額（規則第四十五条第二項に規定する標準掛金額と規則第四十六条第一項に規定する特別掛け金額を合算した額又はリスク分担型企業年金掛金額をいう。）の予想額の現価に相当する額と積立金の額を合算した額を控除した額の二十年に一回の頻度で発生するとときは特別算定承認をするものとする。